

福祉医療（マル福）に関するお知らせ

マル福の使用方法

秋田県内の医療機関で、マル福カード（福祉医療費受給者証 ※以下マル福カードという）を保険証と同時に窓口で提示すると、医療費を負担することなく診察や薬の処方等を受けることができます。

ただし、次のような場合は医療費を支払わなくてはなりません。

1. 保険証を忘れたときや保険証の切替えで手元に保険証がないとき

※後日、加入している健康保険（国保・社保・後期等）へ支払った医療費分の給付を申請し、その後、町へ領収書を添えて申請することで支払った医療費と同額が支給されます。

2. 秋田県外の病院にかかるとき

※町へ領収書を添えて申請することで支払った医療費と同額が支給されます。

3. 補装具（治療用装具）を購入するとき

※一度、費用の全額を自己負担することになります。後日、領収書と診断書を添えて加入している健康保険（国保・社保・後期等）と町に申請することで購入費用が支給されます。

4. 学校管理下（保育園・幼稚園・小学校・中学校・高校等）でケガ・病気をしたとき

※学校管理下でのケガ、病気は日本スポーツ振興センターの災害共済給付の対象となるため、マル福カードは使えません。そのため、窓口では医療費（2割または3割）を支払うことになります。後日、学校等を通して災害共済給付の申請をすることで、医療費の4割分が支給されます。

マル福カードを使用した場合は、マル福分の医療費を町へ返還していただきます。

※こんなときは、届出が必要です※

1. 住所・氏名等が変更になった場合（マル福カードの内容を更新します）
2. 保険証が変更になった場合（お子さんの分の届出もお忘れなく）

【お問い合わせ先】町民課 健康推進係 中村 ☎79-2113

令和元年度

秋田県・藤里町冬期防災訓練のお知らせ

この度、藤里町では、秋田県と連携した冬期防災訓練を実施します。

当日は防災行政無線の放送やサイレンの吹鳴、主に藤琴本郷地区を対象とした町民体育館への避難訓練、炊き出し訓練のほか、消防、警察、自衛隊等による本格的な訓練も多数実施する予定です。

「いざ」という時のために、日頃から備えが大切です。この機会にぜひご参加ください。

【日時】令和2年2月16日（日）午前9時～11時30分

【会場】総合開発センター、町民体育館、グラウンド ほか

【主催】秋田県、藤里町

【参加機関】秋田県総合防災課、陸上自衛隊第21普通科連隊、秋田県警察本部、能代警察署
気象庁秋田地方气象台、秋田県DMAT、能代山本広域市町村圏組合消防本部
NPO法人災害救助犬ネットワーク、老人クラブ連合、(株)伊徳、藤里中学校
藤里町社会福祉協議会 ほか

※詳細につきましては、次号のお知らせ版に掲載予定です。

【お問い合わせ先】藤里町生活環境課 ☎79-2115